

安全保障理事会決議 2429 (2018)

2018年7月13日、安全保障理事会第8311回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンにおける状況に関する全ての安保理の従前の諸決議および議長諸声明を再確認しそしてこれらの完全遵守の重要性を強調し、

スーダンの主権、統一、独立および領土保全に対する安保理の強い公約並びにスーダンにおける様々な課題に取り組むことを支援するため、その主権を十分に尊重して、スーダン政府と協働する安保理の決意を再確認し、

国際紛争の平和的解決、地域における国家間の善隣、不干渉および関係における協力の原則、の重要性を想起し、

当事国の同意、中立性および自衛並びに職務権限の防衛を除く外、武力の不行使を含む平和維持活動の基本的原則を再確認し、そして各平和維持活動の職務権限は、関係国に対して限定的であることを認識し、また S/PRST/2015/22 を想起し、

女性、平和および安全に関する、子どもと武力紛争に関する、人道および国際連合要員の保護に関する、そして武力紛争下の文民の保護に関する、全ての安保理の関連諸決議を想起し、

国際の平和および安全の維持に対する安保理の主要な責任を害することなしに、アフリカにおける、とりわけスーダンにおける、平和と安全の維持に関する、国際連合憲章第VIII章に適合した、国際連合とアフリカ連合との間のパートナーシップの重要性を強調し、

ダルフール国際連合・アフリカ連合同合同ミッション (UNAMID) の職務権限の更新に関するアフリカ連合平和および安全保障理事会コミュニケ PSC/PR/COMM.(DCCLXXVIII)に留意し、

事務総長に対し、パフォーマンス・データを含む、平和維持活動の有効性に関連したデータが、明解で十分に特定された達成目標に基づいた、ミッション活動の分析と評価を改善するために用いられることを確保することを求めている、決議 2378 (2017) を想起し、そして 2020 年までに国際連合平和維持活動の軍の派遣部隊と警察の派遣部隊における女性の数を倍加するという決議 2242 (2015) および安保理の願望を更に想起し、

現在の状況

治安状態における改善を歓迎しそれと同時にダルフルにおける治安状況が、幾つかの武装運動の構成要素、スーダン政府軍の補助部隊および民兵集団を含む、数多くの関係者の安定性を損なう活動故に、不安定なままであることに、またそのことが危険な状態、ダルフルの文民に対する脅威、共同体間の暴力、犯罪行為および開発と法の支配がないことを更に悪化させていることに懸念を表明し、

政府軍と反徒集団との間の軍事的衝突の減少を歓迎し、スーダン政府によるそしてスーダン解放軍/ミニ・ミナウィ派 (SLA/MM)、正義と平等運動 (GEM) /ジブリ派およびスーダン解放運動-暫定評議会 (SML-TC) による、敵対行為の一方的な停止発表に留意し、

村を焼き尽くすこと、文民の新たな避難および制限された人道的アクセスをもたらした、ジェベル・マラにおける現行の衝突に懸念を表明し、敵対行為の一方的停戦のあらゆる違反を非難し、そして全ての当事者に対し、自らの敵対行為の一方的停戦が存在する場合、それを遵守すること、そして恒久的停戦に直ちに合意することを促し、

安保理決議 2117 (2013) を想起し、そして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用並びに不発弾により与えられた文民に対する継続した脅威から生じるダルフルにおける平和と安全に対する脅威に懸念を表明し、スーダン・チャド合同国境部隊およびこれに関連して政府により始められた兵器収集計画の役割を認識し、そして同計画が共同体間暴力と犯罪行為の減少に寄与してきたことに留意し、

紛争の全ての当事者が、文民、平和維持要員および人道援助要員に対する攻撃を含む、暴力を直ちに終わらせるという安保理の要求をくり返し表明し、

共同体間暴力の著しい減少にも関わらず、共同体間暴力が、依然としてダルフールにおける暴力の主要原因の一つのままであることに留意しそして土地、水とその他の資源に対するアクセス、移民問題および準軍事部隊と部族民兵の関与を含む、部族対立をめぐる現行の共同体間紛争に、並びに文民に対する執拗な攻撃、性的およびジェンダーに基づく暴力そして子どもに対する深刻な違反に、また紛争の原因となっている非常に重要な不満の種が対処されないままであることに懸念を表明し、

警察、矯正および司法のための追加の人的および物的資源のダルフール全体への展開を通じた法と秩序を回復するための、現地当局を含む、スーダン政府による取組を歓迎し、法の支配能力は依然として限定されたままであることに留意し、スーダン政府に対し、刑事責任の免除を終わらせるためのまた特に女性の権利の違反と侵害と性的およびジェンダーに基づく暴力並びに子どもに対する深刻な違反や侵害にとりわけ関連して、あらゆる差別なしに、一般住民のための保護環境を高めるためのその取組を整理統合しそして拡大することを促し、そして UNAMID が法の支配機関を強化することにおいて果たす重要な役割を認め、またとりわけ保護環境を確立するため、スーダンの警察および司法並びに矯正機関のためになる、国連国別現地チームや UNAMID からの法の支配能力構築援助の増加を求める国や地方の職員からの要請に留意し、

国際人道法の違反および人権違反や侵害について責任を有する者は、責任を問われなければならないことそしてスーダン政府が、その領土の範囲内とその管轄権の対象となる、女性と子どもを含む文民を、人道に対する罪と戦争犯罪からの保護を含む、保護する主要な責任を負っていることを強調し、

人道状況および避難並びに開発問題

国内避難民 (IDPs) の著しい減少を歓迎し、それと同時に、その多くが人道援助を必要としている、非常にかかなりの数、およそ 200 万人が、長期間立ち退かされたままであることに、そして新しい文民の避難がジェベル・マラにおける衝突の結果として 2018 年の第一および第二四半期に生じていることとこれらの衝突がこの地域における人道活動にまた悪く影響したことに、懸念を表明し、そしてスーダン政府に対し、UNAMID と人道関係者のために、紛争地区における者を含む、人道援助を必要としている住人に対する妨害のないアクセスを直ちに促進することを求め、

保護環境における幾つかの改善を歓迎し、そして人権違反と侵害の報告された事例の数の減少に留意し、それと同時にそこから UNAMID が撤退した地区における報告された人権違反と侵害を監視し検証する UNAMID の能力の減少を認識した IDPs が、キャンプの外で生命維持活動を実施している時、殺される、レイプされるまたは嫌がらせを受けることに、また性的およびジェンダーに基づく暴力の心配なレベルおよび子どもに対する深刻な違反を含む、深刻な安全上の脅威に直面し続けていることに並びにダルフールにおいて子どもに対する性的暴力の増加を示している紛争下の性的暴力に関する国連事務総長特別代表からの 2018 年 2 月の調査結果に、そして性的暴力の被害者が、犯罪を報告することまたは援助を求めることを被害者に妨げている拒否、恥および恥辱に、更に被害者の苦しみを一層ひどくしていることに、および裁判拒否や説明責任に、しばしば直面していることに、懸念を表明し、

スーダン政府に対し、既に引き渡された UNAMID のチームの集結地および将来引き渡されることになっているチームの集結地が、UNAMID とスーダン政府との間で為された合意に沿って利用されることを迅速に確保することを奨励し、

紛争の根本原因に対処するまた平和構築への移行を可能にするためダルフール全体の法の支配と人権に対する尊重を強化することを通したものを含む、国家権限を拡大するスーダン政府の重要性を、そしてそのことがダルフールの人々のための本当の利益を迅速に提供すべきであることを強調し、

ダルフールにおける状況に関する、幾つかある要因の中でも特に、干ばつ、砂漠化、土地の劣化および食糧不足を通したものを含む、気候変動、生態系の変化および自然災害の悪影響を認識し、

スーダンにおける現在の国の経済および燃料危機は、人道状況、食糧安全保障、およびサービスとダルフールの地区へのアクセスを提供する、警察を含む、スーダン政府機関の能力に悪影響を与えていることを認識し、スーダンにおける人道援助を必要としている人々の総数が、結果として、550 万から 710 万に増加したことに懸念を表明し、そしてスーダン政府に対し、この住民の緊急の必要性を満たすために安全で妨害のないアクセスを確保することを求め、また資金供与者、ダルフールの地域当局およびスーダン政府に対し、国際連合国別現地チームを通したものを含む、必要としている者に届けるため必要な財政資源を提供することを、そして平和構築への移行を支援する活動に着手することを求め、そしてスーダン政府と現地当局に対し、開発および平和構築関係者のためのアクセスを改善することを含む、当該活動の提供に資する環境があることを確保することを促し、

スーダン政府に対し、ダルフルール和平フォローアップ事務所が、元ダルフルール地域当局と委員会の活動の実施を継続するため適切に資源が与えられることを確保することを促し、資金供与者とスーダン政府に対し、時宜を得たやり方で、2013年4月のドーハにおける会議で為された自らの公約を含む、自らの誓約を果たしそして義務を遂行することを促し、

開発が、ダルフルールにおける永続的な平和を支援できることを確認し、ダルフルール開発戦略だけが2019年を通して延長することに留意しそしてスーダン政府と資金供与者に対し、ダルフルール開発戦略を2025年まで延長することを目的として、それに戦略的再検討に関与した支援することを求め、また資金供与者に対し、自らの資金提供が、ダルフルールの現在の開発の必要性に適切に一致することを確保することを更に求め、

援助を必要としている住民に対する人道援助の妨害のないアクセスおよび自らの支配下にある地区における人道支援要員とその業務の保護を確実にし、並びに UNAMID の職務権限の行使においてダルフルールにおけるあらゆる地区およびあらゆる時に拘束を受けない移動の自由を UNAMID に保証するためスーダン政府およびドーハ・ダルフルール和平文書 (DDPD) のその他の署名者により為された公約を想起し、そして DDPD の実施を評価することにおける履行フォローアップ委員会 (IFC) の役割を更に想起し、

政治的状況

ダルフルールにおける紛争に対する軍事的解決はありえないこと、そして包括的な政治的解決が平和を確保することに対して不可欠であることをくり返し表明し、また土地、水およびその他の資源の管理を含む、紛争の根本原因に十分に対処することの重要性を強調し、これに関連して、ダルフルールにおける和平プロセスのためまたその加速された実施のためを含む、紛争の根本原因に対処する実行可能な枠組としての DDPD に対する安保理の支援を再確認しそして DDPD の実施における進展を促進する UNAMID の能力は、スーダン政府と非署名武装運動との間の包括的な政治的解決の遅れとそれがないことにより邪魔されていることに留意し、

アフリカ連合ハイレベル履行パネル (AUHIP) および行程表に対する安保理の支援をくり返し表

明し、履行に進展がないことに憂慮し、そして全ての当事者に対し、行程表の第一段階に適合して当事者間の敵対行為の停止と人道援助の合意に署名することを含む、行程表の実施に関する直ぐの進展を為すため行程表について AUHIP との交渉に直ぐに再び関与することを促し、署名者に対し、行程表の実施のための相互に受諾可能な、実行可能な選択肢を審議することを促しそして非署名集団に対し、遅滞なく交渉に参加することを更に促し、

スーダン政府が、まだスーダン国民対話過程に参加していない反対派集団のためにその寛容さを示し続けてきたことに留意し、そしてスーダン政府に対し、まだ参加していない反対派集団が、国内文書において合意された勧告、その実施のための様式に貢献することによるものを含めて、この過程に貢献することを、また新しい憲法の草案を含むであろう国民対話過程に参加することを可能にする、より助けとなるまた包括的な環境を創造することを奨励し、

地方の紛争解決メカニズムが、天然資源を巡る紛争を含む、共同体間の紛争を防止することと解決することにおいて重要な役割を果たすことに留意し、現地の一般住民に関するその対応する影響と共に、暴力をもたらす地域紛争を防止するための効果的な取組の強化増大を促し、UNAMID の支援を得たスーダン当局の取組、国際連合国別現地チームと、特にダルフル・コミュニティベース平和と安定化基金 (DCPSF) を通した、市民社会の取組を認め、UNAMID、国際連合国別現地チームおよび市民社会からの支援を得た、幾つかの共同体間和平合意の締結を歓迎し、そしてこれらの紛争に対する持続可能な解決策を見出すためスーダン政府と共同した自らの継続的活動を促す。

ダルフルにおける紛争の根本原因に対処しそして持続可能な平和を促進するスーダン政府との緊密な相互作用で遂行された、地域的なまたその他のイニシアティブを歓迎し、タボ・ムベキ大統領により主導された、AU-HIP の取組、および和平プロセスを再活性化しそしてその包摂性を増加するための国際的な、地域的なそして国内の取組に対する支援を通したものを含めて、ダルフルにおける平和、安定および安全を手に入れるための共同特別代表 (JSR) の取組を称賛し、

全ての当事者に対し、国際人権法と国際人道法の下での自らの義務を遵守することを求め、説明責任を確保することと、ダルフルにおける全ての当事者により犯された性的およびジェンダーに基づく暴力を含む、犯罪の実行者の責任を問うことを通したものを含む、刑事責任の免除を終わらせることに対して安保理が与えた重要性を強調し、スーダン政府に対し、この点について自らの義務を遵守するこ

とを促し、特に性的およびジェンダーに基づく暴力の事例に関して、スーダン政府により任命されたダルフル担当特別検察官の役割を認識し、そしてとりわけあらゆる側の実行者に関して性的およびジェンダーに基づく暴力事例を調査することと起訴することにおける進展の必要性を強調し、UNAMID について規定している了解覚書案および特別裁判所の会議録のアフリカ連合の意見に関する迅速な進展を求め、またスーダン政府に対し、UNAMID に対する攻撃を迅速に調査しそして実行者を訴追することを求め、

全体としてのスーダン並びに同地域の安定に関するダルフルにおける不安定さの悪影響について安保理の懸念を再確認し、スーダンの外側の紛争地区におけるダルフル武装運動の存在および移民の密輸、犯罪行為、山賊行為および傭兵活動における彼らの関与に重大な懸念を表明し、そしてダルフルとより広範な地域における平和と安定を達成するため、兵器の密輸などの、国境を横断した問題に対処するため地域的な国家関係者間の協力を奨励し、そして決議 1556 (2004) の第 9 項と決議 1591 (2005) の第 7 項に含まれ、決議 1945 (2010) の第 9 項と決議 2035 (2012) の第 4 項で更新された、武器禁輸をこれに関連して想起し、

決議 2363 の上手くいった実施、とりわけその再構成の第一および第二段階の完了について UNAMID を称賛しそして UNAMID に対する安保理の完全な支持をくり返し表明し、

2018 年 6 月 1 日の事務総長とアフリカ連合委員会の委員長の特別報告書 (S/2018/530) (以下「特別報告書」) に感謝しつつ留意し、

UNAMID の移動の自由における並びに UNAMID 職員のための査証の発給および UNAMID コンテナの処理における改善を歓迎するが、ダルフル全体の夜間のパトロールの実施に関するスーダン政府からの制限およびジェベル・マラ地区における暴力事件の現行の報告に対応して時宜を得た仕方での紛争の事例がある地区に UNAMID と人道関係者が到達することを妨げている制限を含む、制限が依然として有効であることに、また UNAMID の幾つかの構成要素、特に人権部門、を対象とした査証制限、および UNAMID コンテナの処理における現行の遅延を含む、UNAMID に課された、官僚的制限を含む制限が、その職務権限を果たすその能力を脅かし続けていることに懸念を表明し、全ての兵站問題に関して UNAMID および人道要員と協力するというスーダン政府の公約を認識し、スーダン政府に対し、人道要員と UNAMID が、基本的必要性に対処することを支援して活動できることを確保するため完全

にその公約を継続的に果たすことを求め

スーダンにおける事態が、国際の平和および安全に対する脅威を構成していることを認定して、

1. UNAMID の職務権限を 2019 年 6 月 30 日まで延長することを決定する。

2. 決議 2363 (2017) の第 2 項に規定された二又のアプローチを採択する UNAMID に対する決議 2363 (2017) における安保理の支援を想起し、このアプローチに対する安保理の継続した支援をくり返し表明し、UNAMID に対する調整された優先事項を持つ新しいミッションの概念並びにダルフルにおける治安状況に著しい変化がないことと主要な指標が満たされていることを条件に、2020 年 6 月 30 日のミッションの出口と 2020 年 12 月までの清算に向けた目的の二年の時間枠にわたる国際連合国別現地チームと共同した移行概念を含む、ダルフルのための組織全体のアプローチを提示している、特別報告書 (S/20158/530) における事務総長とアフリカ委員会委員長の勧告に留意する。

3. UNAMID に対し、平和維持に焦点を絞りそして再発を防止しそしてスーダン政府、国際連合国別現地チーム、市民社会、並びに国際的な関係者が、UNAMID の最終的な出口のための準備をすることを可能にするため、現在のミッションの二又アプローチで紛争を駆り立てるものに対する持続可能な解決策を提供している、ダルフルに対するシステム全体のアプローチを強化することを要請する。

4. ダルフルの全ての地区の状況を再検討の下に置き続け、UNAMID 部隊の地理的な展開の定期的な再検討を実施しそして状況が要求するようなダルフル全体の進展に対応する UNAMID の範囲内の柔軟性を維持する必要性を強調する。

5. UNAMID の承認された部隊上限は、安全保障理事会が削減の範囲と速度を調整することを決定しない限り、4,050 名の要員までで構成するようこの職務権限更新期間中にわたって削減されるものとすることを決定する。

6. UNAMID の職務権限の実施に不可欠である、個人の警察官と編成された警察部隊の構成員を含む、2,500 名を超えない、必要な警察部隊の展開を承認し、特定の編成された警察部隊に展開された個人の増加に関する特別報告書における勧告を支持する。

7. 以下に関する評価を、事務総長に対し、第 53 項で要求された彼の 90 日報告書において提供することを、並びに事務総長とアフリカ委員会委員長に対し、UNAMID と協議して、2019 年 5 月 1 日までに戦略的再検討を通して、提供することを要請する。

(i) この決議の第 5 項および 6 項において示された再構成の実施における進展

(ii) 保護の必要性を含む、UNAMID が撤退した地区、人権の違反や侵害、性的およびジェンダーに基づく暴力、また子どもに対する深刻な違反、並びに国際人道法の違反および援助を提供する人道や開発の関係者の能力に関する、更なる削減の全体的影響

(iii) UNAMID が、拘束を受けない移動の自由およびダルフル全体の人道援助の提供を促進する能力並びに UNAMID の活動基地を開設しそして平和する柔軟性および UNAMID が撤退してしまった地区へを含む、ダルフル全体の地区への、妨害または障害なしに、帰還する UNAMID 部隊のための能力を有することを確保することを含む、スーダン政府の UNAMID との協力

(iv) 通関手続、飛行許可および査証に関するものを含む、UNAMID に対する官僚的な妨害の除去

(v) 現場での条件が、依然として更なる削減に資しているままであるかどうか

(vi) 国際連合国別現地チームおよびスーダン警察並びにスーダンの矯正や司法機関を含む、スーダン政府の能力が、この決議の第 17 項と 52 項に規定した準備の評価を含む、元の UNAMID の任務を取り入れるのに必要なレベルまで増加してきたかどうか

8. この決議の第 7 項において要請された 2019 年 5 月 1 日の戦略的再検討の見解を考慮しつつ、再構成の範囲と速度並びにもっと先の閉鎖を 2019 年 6 月 30 日までに再検討する安保理の意図を表明する。

9. 徐々に発展している治安状況という状況において、ミッションの縮小は、第 50 項において示された指標と達成条件に対する進展に基づき、そして徐々に、段階的に実行された、柔軟なまた可逆的

な方法で実施されるべきであることを、そして制服組の派遣部隊における削減は、ミッションの混合の性質を守るべきでありそして最高に機能している派遣部隊の維持を最優先とすべきであることを強調する。

10. ダルフールにおける状況を安定させることへの一層の集中を含む、UNAMID の再構成に従った適切な職員配置水準の必要性を強調する。

11. 特別報告書において勧告された、UNAMID の再定義された戦略的優先事項は、以下である。

(i) 文民の保護、人権、性的およびジェンダーに基づく暴力並びに子どもに対する深刻な侵害の監視と報告、人道援助および人道要員の安全と防護の促進

(ii) DDPD を基礎としたスーダン政府と非署名武装集団との間の仲介

(iii) スーダン政府、国際連合国別現地チームおよび市民社会との連携による、紛争の根本原因に対処する措置を通したものを含む、治安状況を損ない得る共同体間またはその他の現地の紛争の仲介に対する支援

12. UNAMID が全てのその活動を一致させそしてこれらの優先事項の実現に対してその資源を向け続け、これらの優先事項に一致しない全てのその他の任務を止めまたそれに応じてミッションを主流化し続けることを要請し、UNAMID 軍の全ての部門、警察および文民部門に対し、統合されたやり方で協働することを要請し、UNAMID、国際連合国別現地チームおよびダルフルで活動しているその他の国連機関に対し、統合を強化することを要請しそして UNAMID と国際連合国別現地チームの間の任務の適切な分配と調整の重要性を強調する。

13. UNAMID は、(a) ダルフール全体の文民の保護、(b) 関連する国際法の規定および人道援助に関する国際連合指導原則に従って、安全で妨害のない人道的アクセスと人道要員と活動の安全と防護を確保すること、に対する利用可能な能力と資源の使用についての決定に優先権を与え続けなければならないことを再確認し、そして UNAMID に対し、これらの目的の実現のためのそのミッション全体の包括的な戦略の実施において、国際連合国別現地チームおよびその他の国際的なまた非政府の関係者と

協力して、その能力の使用を最大化することを要請する。

14. 治安状況を安定させそして改善した国家権力の回復において支援することを含めて、共に活動する現地当局を含む、スーダン政府、国際連合機関および開発関係者との間の調整と協力の必要性を強調する

15. 国連憲章第 7 章に基づいて行動して、決議 1769 (2007) の第 15 項に規定され、この決議の第 16 項において更に詳述された、必要な行動をとるための承認を延長することを決定し、そして UNAMID に対し、それ自身およびその職務権限に対する何らかの脅威を阻止することを促す。

16. UNAMID の職務権限は、この決議の第 11 項に詳述された戦略的優先事項の遂行において、決議 2363 (2017) の第 15 項に規定された任務を含むものとすることを決定する。

17. それを通して UNAMID と国際連合国別現地チームにより合同で決定された、合同チームを形成するため、主要な本質的な UNAMID の構成要素と国際連合国別現地チームの職員が、適切な場合にはまた既存の資源の範囲内で、共同配置されるべきである、ミッションの場所がそのまま残る場所以外に、UNAMID・国連国別現地チーム合同連絡事務所が、ダルフールの全ての州の州都に設立されるという、事務総長の勧告に対する支援を表明する。

18. UNAMID に対し、特別報告書の第 51～55 項で規定された合同活動に関する、州の合同連絡事務所を通じた、適切な場合にはそして上記第 16 項に規定されたその関連する負託された任務に従って、ミッションの移行を支援するため国際連合国別現地チームと共同作業することを要請する。

19. UNAMID の警察部門は、特別報告書の第 44 項に規定されたような以下の活動に特に焦点を絞るべきであることを強調する。

(i) 文民の物理的保護を支援しそして人道援助を促進すること

(ii) ダルフールにおけるスーダン政府警察の開発と訓練を調整することにより保護的な環境を創造すること

(iii) 州の連絡事務所やハルツームレベルにおける関与を通して追求した、性的およびジェンダーに基づく暴力並びに子どもの保護に関するものを含む、国際連合国別現地チームと連携した共同体志向の警察活動イニシアティブを実施すること

20. ダルフール全土の平和および安全の確立におけるスーダン政府の主要な責任を強調しそしてスーダン政府に対し、この決議の第 18 項に定められた任務の遂行において UNAMID と国際連合国別現地チームとの支援と協力におけるその最高の取組に集中することを促す。

21. この決議で強調された支援を提供するため国際連合国別現地チームに対する適切な調達の重要性を強調しそして加盟国と関連する機構に対し、必要な自発的資金を提供することを考慮することを奨励する。

22. 人権高等弁務官事務所（OHCHR）が、人権保護の強化において支援するためスーダンに事務所を開設すべきであるという特別報告書における勧告に留意し、スーダン政府に対し、人権保護と促進について十分な職務権限をもったスーダンにおける事務所の設立と活動に関して OHCHR との議論に関与することを要請する。

23. アフリカ連合が、ダルフールの安定において有している非常に重要な役割を強調しそしてスーダン政府、UNAMID および国際連合国別現地チームに対し、その関連する部局を通して、この決議の第 18 項に言及された任務を支援してまた政治過程、治安部門改革および DDR を支援して、アフリカ連合委員会と関与することを奨励する。

24. UNAMID の有効性を増すための取組を歓迎し、そしてこれに関連して、UNAMID が、ダルフル全土のその軍事的展開においてより高度な柔軟性を確保しまた個々の警察官の現場駐留を向上すべきことを強調し、事務総長に対し、UNAMID の部隊要員および警察要員提供諸国と国際連合との間の了解覚書（MoUs）と部隊の要求事項声明書（SURs）が、この必要性を反映することを確保することを求める。

25. UNAMID に対し、非国連治安部隊に対して提供された何らかの支援が、非国連部隊に対する

国連支援についての人権デュー・ディリジェンス政策（HRDDP）を厳格に遵守して提供されることを確実にすることを要請し、また事務総長に対し、安全保障理事会への彼の報告書にこの政策の実施において為された進展を含めることを要請する。

26. 国連平和維持における任務遂行の文化を標準化するため事務総長により着手されたイニシアティブを歓迎し、そして彼に対し、統合された任務遂行政策枠組を策定しそしてそれを UNAMID に適用するための彼の取組を続けることを求め、事務総長に対し、UNAMID における女性の数を増やすことを求め、並びに活動のあらゆる側面における女性の有意義な参加を確保することを要請する。

27. UNAMID に対し、必要なジェンダー分析と技術的なジェンダーの専門知識が、ミッションの計画立案、職務権限策定、実施、再検討およびミッションの縮小のあらゆる段階を通して含まれることを確保すること、女性と女兒の権利とエンパワーメントの保護と促進を確保しつつ、彼女たちの必要性と参加が UNAMID の駐留または引き渡しにも関わらず持続可能なやり方で持続されることを要請し、そしてこの問題について UNAMID による報告の強化を更に要請しそして UNAMID に対し、政治的な代表、経済的なエンパワーメントおよびジェンダーに基づく暴力からの保護を通じたものを含めて、和平過程に参加する女性の能力を利用することを支援することを更に要請する。

28. UNAMID、国際連合アビエイ暫定治安部隊（UNISFA）、国際連合南スーダンミッション（UNMISS）、国際連合リビア支援ミッション（UNSMIL）および国際連合中央アフリカ多面的統合安定化ミッション（MINUSCA）を含む、同地域における国際連合ミッション間の緊密な調整を促し、そして事務総長に対し、効果的なミッション間協力を確実にすることを要請する。

政治状況

29. 文書へのスーダン解放運動（SLM）－第二革命の加入、スーダンの権力構造への元反徒の統合および現行の DIDC を含む、進展が、DDPD の要素の実施において為されてきたことを歓迎するが、補償に関する支給および IDPs や難民の帰還を可能にすることに資する環境の創造を含む、全体的な実施における継続している遅れに懸念を表明し、署名当事者に対し、略さずに DDPD を実施することを促し、ダルフル地域当局の代わりにダルフル和平フォローアップ事務所の設立を認めそして政府と署名当事者に対し、その下で設立された機関が、自らの職務権限を実行するため資金の援助を受けてお

りまた権限を与えられていることを確実にすることを促し、非署名武装運動が、DDPD の実施を妨害することを自制することを要求し、そして UNAMID と国際連合国別現地チームに対し、DDPD の実施を支援して十分に関与することを続けることを奨励する。

30. その幾らかはその後解放された 2018 年 1 月の政治的反対派の構成員の大多数の拘留を含む、政治的自由に関する制限に懸念を表明し、スーダン政府に対し、国民対話を含む、政治過程に反対派の参加、並びに国民対話勧告の実施と将来の何らかのフォローアップ、および 2020 年に予定されている国政選挙への反対派の参加、に資する環境を支援することを奨励する。

31. AU-HIP の活動の重要性を強調し、紛争の全ての当事者に対し、略さずに AU-HIP 行程表を実施するため AU-HIP と前向きに関与することを奨励し、そしてこれに関連して、スーダン解放軍 アブドゥル・ワヒード派 (SLA/AW) を含む、仲介過程に直ちにまた前提条件無しに参加することを拒否している者の態度を非難し、SLA/AW に対し、包括的なまた持続可能な和平合意に向けた最初の段階として敵対行為の停止を実現するため、前提条件無しに、和平プロセスに参加することを促し、和平プロセスを妨害するあらゆる当事者に対し追加の措置を課すことを審議する安保理の意図を表明する。

32. 女性と IDPs の完全かつ効果的な参加を含む、参加者の市民的および政治的権利を十分に尊重した包括的な環境で開催されるダルフルを基盤とする国内対話に対する安保理の支援を再確認する。

33. 文民に影響する共同体間紛争、犯罪および山賊行為を緊急に終わらせることを求め、共同体間紛争を仲介するスーダン当局と現地の仲介者の取組を認め、和解と対話を更に求め、共同体間紛争の根本原因に対する持続可能な解決の必要性を強調し、そして UNAMID の職務権限と戦略的優先事項の範囲内での共同体間紛争の仲介を支援するその取組を強化する UNAMID の意図を歓迎する。

治安

34. ダルフルにおける紛争の全ての当事者が、文民、平和維持要員および人道要員に対する攻撃を含む、全ての暴力行為を直ちに止めそして同地域に安定したまた永続的な平和をもたらすため、持続的かつ恒久的な停戦を約束することを要求する。

35. 被害者の医療の、心理社会的なまた社会経済的なサービスに対するアクセス、監視、分析、文書化および性的暴力を共有している情報、紛争関連性的暴力への法の支配の対応、および治安部門、宗教的指導者および市民社会との関与に焦点を絞っている、特別代表事務所、UNAMID および国連国別現地チームとの緊密な協力を通したものを含む、紛争関連性的暴力に対処する国際連合との共同コミュニケを採択することに目を向けるためのスーダン政府に対する、紛争時の性的暴力担当事務総長特別代表の勧告を歓迎し、紛争の当事者が、性的およびジェンダーに基づく暴力のあらゆる行為を直ちに止めそして決議 2106 (2013) に従って、女性保護助言者を通したものを含む、その実施を緊密に支援しそして監視する UNAMID と共に、性的暴力と闘う具体的なまた期限を定めた公約を行いそして実施することを要求し、スーダン政府に対し、国際連合、とりわけ紛争時の性的暴力担当事務総長特別代表およびアフリカ連合の支援を得て、それを通して紛争関連性的暴力が包括的に対処される構造化した枠組を策定することを、性的およびジェンダーに基づく暴力の出来事を包括的に報告することと対応を可能にするため UNAMID と協力することを、性的暴力の犠牲者に対するサービスの提供のためのアクセスを許可することを、そして実行者の責任を問うことを促し、UNAMID に対し、性的およびジェンダーに基づく暴力に関するその監視、分析および報告並びに女性保護助言者の迅速な展開を通したものを含む、それと闘うために講じられた行動を強化することを要請し、事務総長に対し、諸決議 1325 (2000)、2242 (2015) また女性、平和および安全に関するその後の諸決議の関連規定が、和平プロセス、特に紛争の解決、紛争後の計画立案および平和構築、の全ての段階の期間中に女性の市民社会組織を含む、女性の完全かつ効果的な参加を支持することを含めて、実施されることを確保することを、また安保理への彼の報告にこのことに関する情報を含めることを要請し、UNAMID に対し、これらの任務の実施を監視しそして評価することを更に要請しまた事務総長に対し、安保理への彼の報告にこのことについて含めることを要請する。

36. 性的搾取および虐待に関する事務総長のゼロ・トレランス政策を厳格に執行するという彼の公約を歓迎し、性的搾取および虐待と闘うために UNAMID と部隊要員および警察要員提供諸国により講じられた様々な措置に留意し、可能な限り迅速に、また事務総長の要請に沿って、性的搾取および虐待の申し立ての調査を実施するために必要な措置を講じる部隊要員および警察要員提供諸国並びに、適切な場合には、UNAMID の緊急の必要性を強調し、全ての部隊要員および警察要員提供諸国に対し、性的搾取および虐待に責任を有する者の責任を問うため適切な措置を講じることを更に促しまたそのような搾取や虐待を防止しそして決議 2272 (2016) に沿ってこれらの申し立てが対処される方法を改善する必要性を更に強調する。

37. 安保理議長声明 S/PRST/2015/22 および安保理決議 2272 (2016) を想起しそして事務総長に対し、性的搾取および虐待に関する事務総長のゼロ・トレランス政策の UNAMID の完全遵守を確実にしましたミッションの全ての要員が、国際連合の勤務における性的違法行為の歴史について詳しく調査されることを確保しそしてこれに関連した UNAMID の進展について彼の報告書を通してそれを知らせ続けることを要請し、また部隊要員および警察要員提供諸国に対し、性的搾取および虐待の展開前の強固な啓発の提供を含む、適切な予防的行動を講じること、そして自らの要員がかかる行為に関与した場合には全面的な責任を確実にすることを促す。

38. 自国軍と治安部隊における子どもの勧誘と使用を特に終わらせるためのスーダン、武力紛争における違反からの子どもの保護のための行動計画のスーダン政府による完了およびこれに関連した子どもと武力紛争に関する事務総長報告書からのスーダン政府の一覧表掲載からの削除を歓迎し、スーダン政府に対し、子どもに対する深刻な侵害の国内予防計画への行動計画を变形することによる予防的な努力を維持することを、出生登録と意識向上を強化することを奨励し、紛争当事者が、子どもに対するあらゆる違反と侵害を直ちに止めることまたスーダン政府が、実行者の責任を問うことを要求し、SLA/MM および JEM/Gibril に対し、子どもの勧誘と使用を略さずに終わらせる自らの各々の行動計画の実施を促進することを促しそして SLA/AW/AW に対し、子どもに対する深刻な違反を終わらせそして防止するため国際連合との対話に従事することを求め、事務総長に対し、以下のことを確実にすることを要請する。

(a) 子ども保護助言者の展開を通したものを含む、監視および報告メカニズム (MRM) を通した子どもに対する深刻な違反に関する継続した監視および報告並びに事務総長に対し、安保理への彼の報告書にこれに関する情報を含めることを要請する。そして

(b) 決議 1612 (2005) と子どもと武力紛争に関するその後の諸決議に従って、上述の行動計画の策定と実施に向けた紛争当事者との継続した対話。

39. 共同体間紛争に由来するあらゆる殺害および民兵や武装要素による文民に対するその他の攻撃を強く非難し、現地の/伝統的な紛争メカニズムが、殺害、傷害、拉致、性的およびジェンダーに基づく暴力、財産や暮らしの破壊など共同体間紛争や武器を用いた暴力に由来する重大な犯罪および人権侵害

に対処することにおいて制限があることを認識し、そしてこれらの共同体間紛争のくり返される性質および文民の保護、平和や安定に対する脅威に留意し、スーダン政府に対し、UNAMID と国際連合国別現地チームの支援を得て、ダルフルールにおける共同体間紛争の状況における人権侵害と違反並びに民兵により実行された攻撃に対する責任を確実にすることを通して現行の刑事責任の免除に対処することを促す。

40. ダルフルールに依然として残っている大量の武器、とりわけ小型武器および民兵によるものを含む、文民に対するそのような武器の使用に深い懸念を表明し、武器収集キャンペーンを通じたダルフルールにおける多くの兵器を削減するスーダン政府の取組および治安状態を改善することに対するその報告された貢献を認め、UNAMID に対し、専門家パネルの活動を促進するため彼らとこの文脈において協力することを続けることを要請し、また UNAMID に対し、スーダン DDR 委員会に対して技術的および兵站的支援を提供することを続けることを奨励しそしてスーダン政府に対し、UNAMID の十分な協力で、国際的な小型武器管理基準に適合した、正真正銘の、差別のないそして包括的な武装解除過程を実施することを促す。

人道状況および避難

41. あらゆる形態の性的およびジェンダーに基づく暴力に関与しているものを含む、国際人道法のあらゆる違反および人権の違反と侵害、とりわけ文民を故意に標的とすること、無差別または過剰な攻撃を非難し、そしてダルフルールにおける全ての当事者が、文民、平和維持要員および人道要員を標的にしている攻撃を直ちに止め、また適用可能な場合、国際人権法と国際人道法の下での自らの義務を遵守することをそしてスーダン政府が、実行者の責任を問うことを要求する。

42. ダルフルールにおける人道状況、人道要員および施設に対する脅威や攻撃に重大な懸念を表明し、人道的アクセスにおける改善を認め、また紛争地区と危険な地区におけるものを含んでいる、脆弱な住民が居住している幾つかの紛争地区に対するアクセスが、制限されたままであることに、また政府部隊による現行の移動の制限および人道的アクセスの官僚的妨害並びに民兵集団や武装運動によるそれには及ばない範囲に対する妨害に懸念を表明する。

43. 人道関係者の不十分な資金の利用可能性について懸念を表明し、人道組織に対する査証と渡航

許可の時宜を得た発行、技術合意の迅速な処理および要員の採用と雇用に関する制限の削減並びに協力機関の選抜の必要性を強調し、そしてスーダン政府部隊の補助部隊、武装運動および全てのその他の利害関係者を含む、スーダン政府、全ての民兵集団が、関連する国際法の規定および人間性、不偏性、中立性および独立を含む、国際連合人道援助指導原則に従った、人道組織および救援要員の安全な、時宜を得た、衡平なそして妨害のないアクセス、並びにダルフル中の必要としている住民に対する人道援助の提供を確保することを要求する。

44. 人権状況における多少の改善を歓迎するが、ダルフルにおける、またダルフルに関する、裁判外の殺害、武力の過大な使用、文民の拉致、性的およびジェンダーに基づく暴力行為、子どもに対する深刻な侵害および恣意的な逮捕や拘留に関するものを含む、現在進行中の人権違反と侵害を非難し、スーダン政府に対し、そのような違反や侵害の申立てを調査しそして責任を有する者を訴追することを求め、市民社会の構成員、IDPs および UNAMID の人権監視員を含む、そのように拘留された全ての者の状況について深い懸念を表明し、そのような事例を監視する UNAMID のまたその他の関連する組織の能力を、その現在の職務権限の範囲内で、確保することの重要性を強調しそしてこれに関連して、スーダン政府に対し、この目標の実現に向けた UNAMID に対する十分な協力を拡大することをまた犠牲者に対する責任と司法へのアクセスを提供することを促し、スーダン政府に対し、ダルフルにおける緊急事態を撤廃するというその公約を実現すること、全ての政治犯を釈放すること、表現の自由を確保することそして UNAMID 職員を逮捕することと拘留することを自制することによるものを含めて、UNAMID の監視のアクセスと移動の自由を確保することによるものを含めて、その義務を十分に尊重することを求める。

45. 立ち退かされた者が、自らの元の地区に戻るかまたは避難した自らの現在の地区に定住することを見たいというスーダン政府が述べた要望に留意し、何らかの帰還は、安全で、威厳があり、自発的でそして適用可能な国際法に従うべきことを強調し、帰還者の数の増加を歓迎するがそれらの帰還者の多くが、治安、基本的サービス、暮らし、機会がないことなどの紛争の根本原因および帰還した地区の土地と水へのアクセスが十分に対処されていないために持続不可能であることを憂慮し、また難民と IDPs のための尊厳のあるまた永続的な解決策を達成することの、またこれらの解決策の計画立案と管理に彼らの完全な参加を確保することの重要性を更に強調する。

46. ダルフルにおける紛争に対する全ての当事者が、難民と IDPs の自発的な、情報に基づく、

安全な、尊厳のあるそして持続可能な帰還、または、適当と認められる場合には、彼らの現地への統合または第三の地への移転を認めることに資する条件を創造することを要求し、そしてその文民保護の職務権限の状況の範囲内で、IDPs の保護を強化する UNAMID の更新された取組を歓迎し、これらの帰還が、本質的に自発的且つ情報に基づいている範囲を検証するため、メカニズムの設立の必要性を強調し、そしてダルフルールにおける永続的な解決の実現のための土地問題に対処することの重要性を強調する。

47. 国際連合およびスーダン政府に対し、気候変動、その他の生態系の変化および自然災害の、幾つかある要因の中でも特に、これらの要因に関連するリスク評価とリスク管理戦略を遂行することによるものを含めて、ダルフルールにおける国際連合およびスーダン政府の計画における、有害な影響を考慮することを要請し、そして事務総長に対し、適切な場合には、命じられた報告においてそのような評価の情報を提供することを、更に要請する。

業務上の課題

48. ダルフルールにおける平和という大義のために公務中に尊い犠牲を払った UNAMID 要員に敬意を表し、UNAMID に対し、国際連合要員と装備を守るためその交戦規則の範囲内であらゆる必要な措置を講じることを促し、平和維持要員を攻撃した者に対する現行の刑事責任の免除を非難し、そしてこれに関連してスーダン政府に対し、そのようなあらゆる犯罪の全ての実行者を訴追するためにまたこの目的のために UNAMID と協力するために最善を尽くすことを促す。

49. ダルフルールの幾つかの部分における安全状況の改善を伴った爆発性戦争残存物除去のための機会の増加を歓迎し、UNMAS と協力した UNAMID が、帰還地区に特に焦点を絞って除去努力に着手することを続けるべきことを強調し、そして UNAMID に対し、UNAMID の最終的な退出の時に予期されている残存している作業負荷のための移行について準備するため、国の地雷除去センター、UNICEF、UNDP、および ICRC を含む、関連するパートナーと協力することを更に要請する。

50. 査証の発給および UNAMID の輸送の許可、移動の自由並びに渡航文書の処理における継続した改善を認め、UNAMID の幾つかの要素、特に人権部門が、対象を特定した査証制限、UNAMID コンテナの処理における現行の遅れ、危険な状態によって生じる、移動やアクセスの制限、犯罪行為およ

びダルフルール全体の夜間パトロールの実施に関するスーダン政府からの制限また UNAMID が、共同体間紛争の事例があった地区にタイミングよく到達することを妨げるその他の制限を含む、スーダン政府、民兵集団および武装運動による、著しい移動の制限に苦しみ続けていることを含んで、その職務権限の実施において UNAMID に対して幾つかの障害が、依然として残っていることに安保理の懸念をくり返し表明し、ダルフルールにおける全ての当事者に対し、その安全および移動の自由を確保することによるものを含めて、UNAMID の職務権限のその完全且つ適切な遂行に対するあらゆる障害を除去することを求め、そしてこれに関連して、スーダン政府が、その様々な機関と地方の政府機関の全てのレベルと緊密に意思疎通しつつまた共同しつつ、部隊の地位協定、特に紛争の影響を受けた地区におけるパトロールの移動の自由および飛行許可に関連する規定、並びに UNAMID の航空資産の使用に対する障害の除去、スーダンへの入国の港における UNAMID の装備と食糧の時宜を得た処理、並びに時宜を得た査証の発給、を完全且つ遅滞なく、再び約束しそして遵守することを要求する。

51. スーダン政府に対し、ミッションが高度の柔軟性を有していることを確保するためダルフルールの五つの州の間の UNAMID の飛行に対する許可を迅速に与えることをそしてこの許可が、その様々な機関と現地の政府機関のあらゆるレベルに迅速に通報されることを要請し、そして UNAMID の再構成は、文民を保護するため速やかにまた適切に脅威に対応する改善された能力を効果的に伴うべきであることを強調する。

52. UNAMID が、そうすることを UNAMID に許可しているスーダン政府との合意にも関わらず、UNAMID がチームの集結地を閉鎖した地区に日常的に戻ることを妨げられていることに懸念を表明し、スーダン政府に対し、UNAMID が、そこから UNAMID が撤退してしまった地区へを含む、ダルフルール全土への拘束を受けないアクセスを有することを確実にすることを促す。

出口戦略

53. DDPD の規定が、UNAMID の最終的な出口のための実現指標のための基礎として役立ち得る、特別報告書 (S/2018/530) (添付文書)の勧告に基づく UNAMID のための詳細なまた明解な基準に照らして評価された出口戦略を、並びに既存のミッションの達成条件および必要な場合更に最新情報を、そして、スーダン政府が、文民の保護、治安部門改革、法の支配、恒久的な解決および人権の分野において責任を有しているこれらの達成条件や司法に特に焦点を絞って、含めることを事務総長の最初の 90

日報告書に要請し、包括的な出口の達成条件に対する進展が、監視されるべき方法に関する勧告を、この報告書が含むことを更に要請する。

54. 特に三者調整機構の枠組と過去一年間の合同作業部会における国際連合、アフリカ連合およびスーダン政府との間の、ミッションの活動に関する業務上のおよび兵站的問題並びにミッションの出口戦略の議論を含む、協議に留意する。

55. UNAMID に対し、責任を有するものの移行を実現するための資源動員計画を含む、ミッションの出口に対して準備する能力における格差に対処する方法を特定するため国際連合国別現地チームと緊密に活動することを求め、そして UNAMID、国際連合国別現地チームおよび全ての関連する国連機関に対し、政府と協議して、これらの責任の移転において緊密に調整することを更に求め、また国際社会と資金供与者に対し、持続可能な平和を維持するためのスーダン政府の継続した取組を支援することにおける国際連合国別現地チームの活動と計画立案の規模を拡大することを支援することを奨励する。

報告

56. 事務総長に対し、以下のことを含んで、UNAMID に関するこの決議の採択の後で 90 日毎に安保理に報告することを要請する。

(i) 誰により実行されたものであれ、性的およびジェンダーに基づく暴力並びに子どもに対する深刻な違反を含む、文民に対する暴力および攻撃の事件に関する詳細な報告を含む、ダルフルールにおける政治的、人道的および治安の状況および UNAMID が撤退してしまった場所からのものを含む、人道援助を促進するための UNAMID のアクセスに関する情報

(ii) この決議の第 11 項に定められた UNAMID の戦略的優先事項の実現に向けた発展と進展、この決議の第 53 項に示された最終的な出口のための達成条件と使用、UNAMID と国際連合国別現地チームの合同移行戦略および国際連合国別現地チームに対する任務と責任の移行

(iii) UNAMID に対する攻撃または攻撃の脅威に関するもの、紛争の何らかの当事者により実行

された国際人道法の違反、並びにアクセスの制限および通関手続や査証に関連したものなどの著しい業務上の障害を含む、部隊の地位協定の違反に関する情報

(iv) UNAMID の軍事部門に対する再構成と削減の実施における進展とその人権の保護の必要性および違反並びに侵害に関するものを含む、影響

(v) 基本的な共同体間紛争を駆り立てるものに戦略的に対処することに関する発展と進展および共同体間紛争の予防と解決に関する行動計画

(vi) UNAMID が直面している課題に対処することにおける発展と進展

(vii) 女性と子どもに対して犯されたものを含む、人権の侵害と違反および国際人道法の違反に関する、強化された、詳細なまた十分な情報

(viii) 女性の完全且つ効果的な参加に関する進展を含む、現地の紛争解決メカニズムに対する UNAMID の支援に関する発展

(ix) DDPD および AUHIP 行程表の実施を含む、和平プロセスの状況に関すること

(x) この決議の実施に関すること

57. この問題に引き続き取り組むことを決定する。